

おしらせHOTコーナー

労働力調査

総務省では、県を通じて、毎月「労働力調査」を実施しています。この調査から得られるデータは、国や都道府県が実施する雇用失業対策などの企画・立案をするうえで重要な指標として利用されます。

調査の対象となった世帯には統計調査員が伺いますので、ご協力をお願いします。  
問企画経営課 ☎ ☎ 233

就学時健康診断

令和5年度新小学校1年生を対象に、就学時健康診断を通学予定校で実施します。

▼10月11日(火)=八條北小学校▼  
10月12日(水)=大瀬小学校▼10月13日(木)=大原小学校▼10月14日(金)=大曾根小学校▼10月17日(月)=八條小学校▼10月18日(火)=柳之宮小学校▼10月21日(金)=松之木小学校▼10月24日(月)=八幡小学校▼10月25日(火)=中川小学校▼10月26日(水)=潮止小学校  
※対象となる児童の保護者には、後日、個別に通知します。  
※病気など、やむを得ない事情により健康診断を受けることができない場合は、学務課へご連絡ください。  
問学務課 ☎ ☎ 352

下水道排水設備工事責任技術者資格認定共通試験

試験日 11月27日(日)  
場聖学院大学(上尾市戸崎1-1)  
費10,000円

申8月22日～9月30日(必着)  
※受験資格や申込方法など詳しくは、受験案内(8月22日から下水道課で配布)をご覧ください。  
問下水道課 ☎ ☎ 262

令和5・6年度建設工事等の入札参加資格審査の新規・更新申請受付

登録期間 令和5年4月1日～令和7年3月31日  
申新規申請は9月1日から22日まで、更新申請は10月5日から11月11日まで(建設工事のみ申請する場合は11月25日まで)に、郵送で必要書類を共同受付窓口(県入札審査課)へ  
※消印有効、持参不可。市の窓口では受付を行いません。更新申請の場合は、県電子入札共同システムによる電子申請も必要です。  
※物品等業種(土木施設維持管理業務を除く)の入札参加資格審査の申請受付については、申請方法が異なります。日程など詳細が決まり次第後日お知らせします。  
※詳しくは、県ホームページをご覧ください。  
問財政課 ☎ ☎ 445

全国一斉「子どもの人権110番」強化週間

子どもをめぐるさまざまな人権問題について、子どもたちからの相談をお受けします。  
日8月26日(金)～9月1日(木) 午前8時30分～午後7時(土・日曜日は午前10時～午後5時)  
電話相談 ☎ 0120-007-110

相談担当者 法務局職員、埼玉県人権擁護委員連合会子ども人権委員会委員(秘密は厳守します)  
問さいたま地方法務局人権擁護課 ☎ 048-859-3507

がんワンストップ電話相談

働くがん患者の治療と仕事の両立を支援するため、複数の専門職による無料相談会を実施します。  
日8月25日(木) 午後6時15分～8時30分(受付=午後8時まで)  
※9月以降も毎月2回実施  
対県内在住・在勤の就労中のがん患者(休職中の方も含む)  
申電話または電子メールで県疾病対策課(☎048-830-3651、✉a3590-06@pref.saitama.lg.jp)へ  
※詳しくは、県ホームページをご覧ください。

マンションの住まいのトラブル・管理無料相談所(キャラバン隊)

日8月18日(木) 午後6時～9時  
場八潮メセナ・アネックス多目的ホールC  
相談担当者 マンション管理士  
申電話で(一社)埼玉県マンション管理士会(☎048-711-9925)へ

保育士等就職説明会

●川越会場  
日9月3日(土) 午後1時～4時  
場ウェスタ川越多目的ホール  
●大宮会場

日9月17日(土) 午後1時～4時  
場ソニックシティビル地下第四展示場・第五展示場  
問県少子政策課 ☎ 048-830-3349



募集

八潮コミュニティ活動賞候補者

市内で地域貢献活動を行う個人および団体を表彰するため、候補者を募集します(他薦のみ)。  
対市内で「心のふれあいを深める活動」「健やかな心身を育てる活動」「住みよいふるさとをつくる活動」「八潮を知り、八潮を想う活動」のいずれかに該当する地域貢献活動を実践していて、次の基準を満たす個人および団体▼常時活動=年3回以上で4年以上8年未満継続▼定期活動=年1・2回程度で6年以上12年未満継続  
※詳しくは、市内公共施設、(福)社会福祉協議会、市民協働推進課で配布する募集冊子をご覧ください。  
申9月1日から10月31日までに、八潮市コミュニティ協議会事務局(市民協働推進課内 ☎ ☎ 465)へ

障がいのある方に対する経済的支援

障がいのある方を対象に障がい者手帳の等級などにより、各種経済的支援を行っています。  
なお、支援を受けるためには申請が必要です。

問障がい福祉課 ☎ ☎ 453

①在宅重度心身障がい者手当  
対身体障害者手帳1、2級、療育手帳A、Aおよび精神障害者保健福祉手帳1級の方で、②③の手当などを受けていない方  
※施設に入所中の方を除く  
※対象者が住民税課税の場合は支給を停止します。  
内年2回月額5,000円を支給(障がい者手帳の新規取得または等級変更の年齢が65歳以上の方は、月額2,500円を支給)

②特別障がい者手当  
対20歳以上で身体または精神の重度の障がいにより、日常生活で常時特別の介護を要する状態の方  
※施設に入所中の方および継続して3カ月を超えて病院などに入院中の方を除く  
内年4回月額27,300円を支給(所得制限あり)

③障がい児福祉手当  
対20歳未満で、日常生活で特に制限のある方(身体障害者手帳1級および2級の一部、療育手帳A、常時介護を要する精神障がい者など)  
※施設に入所中の方および障がいを支給事由とする年金を受給している方を除く  
内年4回月額14,850円を支給(所得制限あり)

④特別児童扶養手当  
対精神または身体に一定の障がいのある20歳未満の子どもを育てている方のうち、主として生計を維持する方  
※子どもが児童福祉施設等に入所中の方を除く  
内1級=月額52,400円、2級=月額34,900円(所得制限あり)  
※②～④を現在受給している方は、所得状況届・現況届の提出が必要です。対象者には、案内を送付していますので、記載事項をご確認のうえ、9月12日までに提出ください。